

告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―一―四号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市江面字東前谷三百四十番地一外二十筆、市道久喜六〇〇八号線の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四十三立方メートル